

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

**香川県広域水道企業団規則第1号**

香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則及び香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則  
(香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団情報公開条例施行規則(平成29年香川県広域水道企業団規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第9条関係)		別表第1(第9条関係)	
方法	金額	方法	金額
光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの交付	1枚につき300円	フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。)に複写したものの交付	1枚につき100円
		光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの交付	1枚につき300円

(香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団個人情報保護条例施行規則(平成29年香川県広域水道企業団規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第10条関係)		別表第1(第10条関係)	
電磁的記録の種類	開示の方法	電磁的記録の種類	開示の方法
1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 略	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 略
	(2) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリ		(2) <u>フレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。)に複写したものの交付</u>
			(3) 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの

	メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。 <u>以下同じ。</u> )に複写したものの交付
2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	(1) 略
	(2) <u>光ディスクに複写したものの交付</u>

	光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。)に複写したものの交付
2 1の項に掲げるもの以外の電磁的記録	(1) 略
	(2) <u>録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものとする。)に複写したものの交付</u>
	(3) <u>ビデオカセットテープ(日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものとする。)に複写したものの交付</u>

別表第2(第11条関係)

区分	金額
1~4 略	
<u>5 別表第1の1の項(2)又は同表の2の項(2)に規定する複写したものである場合</u>	1枚につき300円

別表第2(第11条関係)

区分	金額
1~4 略	
<u>5 別表第1の1の項(2)に規定する複写したものである場合</u>	<u>1枚につき100円</u>
<u>6 別表第1の1の項(3)に規定する複写したものである場合</u>	1枚につき300円
<u>7 別表第1の2の項(2)に規定する複写したものである場合</u>	<u>1巻につき200円</u>
<u>8 別表第1の2の項(3)に規定する複写したものである場合</u>	<u>1巻につき300円</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。